第七十六条中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条第一項第五号」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第五号」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「の各号」を削り、同条第一号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同条第二号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に、「同項第八号」を「同項第十一号」に、「同項第十三号」を「同項第十六号」に改め、同条第三号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同条に次の一項を加える。

2　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百十六条に規定する組合が、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業に伴い受ける次に掲げる登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

一　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百十六条に規定する組合が同法第百二十四条第一項の規定により取得する同法第二条第一項第十号に規定する売却マンションの同項第十一号に規定する区分所有権又は同項第十六号に規定する敷地利用権の取得の登記

二　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百四十条第一項に規定する分配金取得手続開始の登記

三　マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百五十条第一項に規定する権利消滅期日後の売却マンション及びその敷地に関する権利について必要な登記

第七十七条の次に次の一条を加える。

（農地中間管理機構の所有権の移転登記の税率の軽減）

第七十七条の二　農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構が、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に農業経営基盤強化促進法第七条第一号に規定する農用地売買等事業により、政令で定める区域内において、同法第四条第一項第一号に規定する農用地その他の政令で定める土地の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十とする。

第八十条第一項中「（平成二十五年法律第九十八号）」を削り、同項第四号中「次号」を「次号及び第六号」に改め、同条第三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第八十条の二の見出し中「認定経営基盤強化計画等」を「経営強化計画」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第五条第一項（同法附則第八条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第十七条第一項（同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の経営強化計画に係るこれらの規定による主務大臣の決定又は同法第九条第一項（同法附則第八条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第十九条第一項（同法附則第九条第三項の規定により適用される場合を含む。）の変更後の経営強化計画に係るこれらの規定による主務大臣の承認（平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に同法第二条第一項に規定する金融機関等が提出した当該経営強化計画又は当該変更後の経営強化計画に係るものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該決定又は承認の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。ただし、当該登記について東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十五号）第四十一条の二の規定の適用がある場合については、この限りでない。

第八十条の二第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「次号」を「次号及び第八号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　分割による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産の所有権の取得　千分の四

第八十条の二第一項に次の一号を加える。

八　分割による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における抵当権の取得　千分の一

第八十条の二第二項を削る。

第八十一条第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十一条の二　認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者（中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者をいう。次項において同じ。）が、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（同条第二項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画をいい、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　　号）の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に中心市街地の活性化に関する法律第五十条第四項の規定による経済産業大臣の認定を受けたものに限る。次項において同じ。）に記載された特定民間中心市街地経済活力向上事業（同条第一項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業をいう。次項において同じ。）の用に供するため、当該認定の日から一年以内に当該特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施区域において不動産の所有権の取得をした場合には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十とする。

2　認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者が、認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に記載された特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供するため、中心市街地の活性化に関する法律第五十条第四項の規定による経済産業大臣の認定の日から三年以内に当該特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施区域において建物の建築をした場合には、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二とする。

第八十二条を次のように改める。

（特定空港運営事業に係る公共施設等運営権の設定登録の税率の軽減）

第八十二条　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第二十九条第二項に規定する空港運営権者が、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に同条第一項に規定する特定空港運営事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権の設定を受ける場合には、当該公共施設等運営権の設定の登録に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該設定後一年以内に登録を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の〇・五とする。

第八十二条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第八十三条第一項中「認定（」の下に「国家戦略特別区域法第二十五条第一項の規定により当該認定があつたものとみなされる場合における当該認定を含む。」を加え、「（同法第二十五条」を「（都市再生特別措置法第二十五条」に改め、同条第二項中「第十九条の十第二項」を「第十九条の十第二項又は国家戦略特別区域法第二十五条第一項の」に改める。

第八十三条の二第三項第一号ハ中「第二条第十九項」を「第二条第二十一項」に改める。

第八十三条の四第二号中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。